

2021年度 法科大学院

第3期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 裁判所に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 不動産に関する事件については、訴訟物の価額が140万円を超えないときであっても、地方裁判所のみが管轄権を有する。
2. 一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でするときは、当事者の合意により控訴審の管轄裁判所を定めることができる。
3. 地方裁判所にその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する訴訟が提起され、被告から同簡易裁判所への移送の申立てがあった場合において、同申立てを却下する旨の判断は、民事訴訟法16条2項の規定の趣旨にかんがみ、広く当該事件の事案の内容に照らして地方裁判所における審理および裁判が相当であるかどうかという観点からされるべきであり、地方裁判所の合理的な裁量にゆだねられる。
4. 裁判所の管轄は、事実審の最終口頭弁論期日を標準として定められる。

問2 訴訟能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 未成年者及び成年被後見人は、原則として、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。
2. 訴訟能力を欠く原告が訴えを提起したときは、裁判長は、補正命令を発することなく、直ちに命令で訴状を却下しなければならない。
3. 訴訟能力を欠く者がした訴訟行為は、これを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。
4. 訴訟中に当事者が訴訟能力を失ったときは、訴訟手続は中断する。

問3 訴え提起の方式に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 地方裁判所への訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。
2. 訴状に記載する自然人の当事者の表示には、氏名及び住所が記載されるのが一般的であるが、特定が可能なときは、氏名に代えて商号、雅号、芸名等を記載してもよい。
3. 訴状の請求の趣旨には、原告が裁判所に求める判決の簡潔かつ確定的な表示を記載しなければならないが、簡易裁判所に訴えを提起するときは、請求の趣旨に代えて、請求の要点を明らかにすれば足りる。
4. 訴状に記載する請求の原因は、訴訟物たる権利関係の発生に必要な事実を全部記載する必要はなく、他の権利と誤認混同を生じさせない程度に訴訟物を認識させるのに必要な限度の事実を記載すれば足りる。

問4 攻撃防御方法の提出時期に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 人事訴訟の訴訟手続においても、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定が適用される。
2. 当事者が申し出た証拠が、争点ごとに審級全体を通じて唯一であるときは、時機に後れたことを理由に申出を却下することができない。
3. 建物買取請求権を訴訟上行使する旨の主張は、時機に後れた攻撃防御方法として却下されることはない。
4. 控訴審で提出した攻撃防御方法が時機に後れたか否かは、第一審以来の訴訟手続の経過を通観してこれを判断すべきである。

問5 裁判上の自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 貸金返還請求訴訟において、原告が被告に対し100万円を交付した旨の主張を被告が認める旨陳述したときは、裁判所は、証拠によってこの交付がなかったと認定することは許されない。
2. 所有権に基づく建物明渡請求訴訟において、過去の一定時点に原告が建物を所有した旨の主張を被告が認める旨陳述したときは、被告は、原則としてその陳述を撤回できない。
3. 原告が証拠として提出した契約書について、被告がその成立の真正を認める旨陳述したとしても、原告が成立の真正を証拠によって立証に奏功しない限り、裁判所は、当該契約書の成立の真正を認めることができない。
4. 被告は、原告による詐欺罪に相当する行為によってした自白の効力がない旨を主張できる。

問6 証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判官が事実認定のための資料として、その五官によって取り調べることができる有形物を証拠方法という。
2. 裁判所が信用し難いと判断した証人の証言は証拠原因ではない。
3. 文書が真正に成立したかどうかに関する事実の存否を証明するための証拠は間接証拠である。
4. 証拠として事実認定のために利用しうる資格を証拠力という。

問7 文書提出命令に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 文書提出命令は、相手方当事者又は第三者が要証事実に関する特定の文書を所持し、かつ、当該文書について提出義務を負う場合に、当該文書の所持者に対し、当該文書の全部又は一部の提出を命ずる旨の裁判所の決定である。
2. 民事訴訟法220条4号イからホまでの除外事由に該当しない限り、文書提出命令の対象文書の所持者は必ず文書提出義務を負う。
3. 文書提出命令の申立人において文書の表示又は趣旨を明らかにすることが著しく困難である場合には、文書提出命令の申立時においては、これらの事項に代えて、「文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項」を明らかにすれば足りるが、裁判所に対し、文書の所持者に文書の表示又は趣旨を明らかにすることを求めるよう申し出なければならない。
4. 文書の所持者である当事者が文書提出命令に従わない場合、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方当事者の主張について、他の証拠からその真偽を判断しなければならない。

問8 自由心証主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 伝聞証言の採否は、手続保障の観点から、裁判官の自由な心証による判断に任せられない。
2. 本人尋問において、やむを得ない事由によって反対尋問ができなかった場合には、単に反対尋問の機会がなかったというだけの理由で、この本人尋問の結果を事実認定の資料とすることができないと解すべきではない。
3. 自由心証主義の下で事実認定の資料として用いることができるのは、証拠調べの結果のみである。
4. 裁判所に自由心証が認められているので、適法な弁論や証拠調べの結果を無視したものであっても、その判決は違法ではない。

問9 既判力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 被告が相殺の抗弁を提出して争い、それが理由中で判断されたとしても、相殺の抗弁の成立不成立の判断は、判決理由中の判断であるから、既判力は生じない。
2. 一つの債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合には、訴訟物となるのはこの債権の一部の存否のみであって全部の存否ではなく、この一部の請求についての確定判決の既判力は残部の請求には及ばない。
3. 所有権確認訴訟の前訴で勝訴した原告から、前訴事実審口頭弁論終結後に、その所有権を譲り受けた者には、前訴勝訴判決の既判力は及ばない。
4. 第三者である被担当者の権利について当事者として訴訟を進行する訴訟担当者が受けた判決の既判力は、訴訟物である利益の帰属主体である被担当者には及ばない。

問10 独立当事者参加に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者の独立当事者参加申出は認められない。
2. 被告が自白をすると、参加人がその事実につき争っても、自白の効力が生じる。
3. 独立当事者参加がなされた訴訟の本案についての終局判決は、三当事者に対し、それぞれ別個の3個の判決によってなされなければならない。
4. 独立当事者参加がなされた訴訟の第一審終局判決に対して1人の当事者が控訴すると、全訴訟が控訴審に移審する。

[刑事訴訟法]

問1 職務質問およびそれに伴う所持品検査に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 警察官職務執行法は、何らかの犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由のある者などを停止させて質問することができるので、所持品の検査については明文の規定を設けていない。
2. 判例によれば、所持人の承諾がなくても、捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査において許容される場合がある。
3. 判例によれば、所持品のバッグの施錠されていないチャックを、所持人の承諾なく開披し内部を一瞥する行為は、所持品検査として許容されない。
4. 判例によれば、所持品検査は、その必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ、許容される。

問2 強制処分に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者Aが自宅マンションの室内で被疑者Bと直接口頭で交わしている薬物の密売に関する会話を傍受することは、電気通信の傍受に当たらないから、通信傍受令状により行うことはできない。
2. 判例によれば、荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査機関が、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、これに外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察することは、検証としての性質を有する強制処分に当たるから、検証許可状により行うことができる。
3. 判例によれば、GPS捜査（車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査）は検証としての性質を有する強制処分に当たるから、検証許可状により行うことができる。
4. 判例によれば、強制採尿（体内に存在する尿を犯罪の証拠物として強制的に採取する行為）は、捜索・差押えの性質を有するが、一般の捜索・差押えと異なり、検証の方法としての身体検査と共通の性質を有しているので、令状の記載要件として、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件の記載が不可欠である。

問3 捜査機関の行う身体検査（刑訴法218条1項）に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 身体検査は、検証の一種であるが、その対象が人の身体であるので、検証許可状ではなく、とくに身体検査令状により行われる。
2. 裁判官は、身体検査に関し、相当と認める条件を附することができる。
3. 身体検査を拒む者に対して、直接強制をすることはできない。
4. 強制採血は、実務では、身体検査令状と鑑定処分許可状を得て行われている。

問4 逮捕に伴う（令状によらない）捜索・差押えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 捜査機関は、被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、逮捕の現場で、捜索、差押えのほか検証をすることができる。
2. 判例によれば、逮捕に伴う捜索・差押えには、逮捕が先行していなければならない。
3. 判例によれば、逮捕に伴う捜索・差押えは、被疑者を捜索・差押えの実施に適する最寄りの場所まで連行した上で実施することができる場合もある。
4. 緊急逮捕に伴う捜索・差押えの場合において逮捕状が得られなかったときは、差押物は、直ちに還付しなければならない。

問5 公訴の提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公訴の提起は、起訴状を提出してしなければならず、口頭によりすることはできない。
2. 判例によれば、検察官が一罪の一部のみを起訴することは、事件単位の原則に反し、許されない。
3. 検察官は、一旦起訴猶予にした事件であっても、公訴時効が完成するまでは、その後の事情変更に鑑み、起訴することができる。
4. 公訴は、第一審の判決があるまで、取り消すことができる。

問6 訴因に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例によれば、訴因の記載が明確でない場合には、裁判所は、まず検察官の釈明を求め、もしこれを明確にしないときにはじめて、訴因が特定しないものとして公訴を棄却すべきである。
2. 判例によれば、殺人罪の共同正犯の訴因としては、その実行行為者がだれであるかが明示されていないからといって、それだけで直ちに訴因の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるものとはいえない。
3. 公訴提起の際は、数個の訴因を、予備的に記載することができるが、一旦公判が始まった後は、訴因を予備的に追加することはできない。
4. 判例によれば、訴因変更前の訴因と変更後の訴因が、基本的事実関係において同一であるときは、公訴事実の同一性が認められ、訴因変更が許される。

問7 黙秘権の保障に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公判廷において、被告人は、終始沈黙し、または個々の質問に対し、供述を拒むことができるが、被告人の任意の供述は被告人に有利不利を問わず証拠となる。
2. 判例によれば、黙秘権を規定した憲法38条1項の法意は、何人も自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したものであり、氏名は、ここにいう不利益な事項には当たらない。
3. 判例によれば、憲法38条1項は、刑事上責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したものであり、道路交通法上の呼気検査は、酒気を帯びて車両等を運転することの防止を目的として運転者らから呼気を採取してアルコール保有の程度を調査するものであって、その供述を得ようとするものではないから、呼気検査を拒んだ者を処罰する旨の道路交通法の規定は、憲法38条1項に違反しない。
4. 判例によれば、憲法38条1項の権利保障は、所得税法上の質問検査手続など、純然たる刑事手続以外の手続には及ばない。

問8 証拠と証明に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 一般的に挙証責任は、要証事実の性質により、いずれの当事者がそれを負うかがあらかじめ定まっているところ、刑事訴訟では被告人は「無罪の推定」を受けるから、原則として挙証責任はすべて検察官が負担する。
2. 判例によれば、有罪認定に必要とされる立証の程度としての「合理的な疑いを差し挟む余地がない」とは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうのではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らしてその疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には有罪認定を可能とする趣旨である。
3. 判例によれば、有罪認定に必要とされる立証の程度は、直接証拠によって事実認定をすべき場合と状況証拠によって事実認定をすべき場合とで異なる。
4. 判例によれば、前科証拠を犯人の同一性の証明に用いる場合には、前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有し、かつ、それが起訴に係る犯罪事実と相当程度類似することから、それ自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものであって、初めて証拠として採用できる。

問9 自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 自白とは、被告人の供述のうち、自己の犯罪事実の全部または主要部分を認めるもののことである。
2. 判例によれば、捜査官が被疑者を取り調べるにあたり偽計を用い、それによって被疑者が心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されるおそれのある場合には、その自白は任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を否定すべきである。
3. 判例によれば、被疑者が、起訴不起訴の決定権をもつ検察官の、自白をすれば起訴猶予にする旨のことばを信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は、反証のない限りその任意性につき一応の疑いをさしはさむべきである。
4. 判例によると、自白以外の補強証拠によって、犯罪の客観的事実が認められ得る場合には、犯意や知情のような犯罪の主観的部分については、自白が唯一の証拠であってもよい。

問10 伝聞証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被告人の供述録取書（署名・押印のあるもの）は、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるときは、特信状況の有無にかかわらず、証拠とすることができる。
2. 被告人以外の者の公判期日における供述で、被告人以外の者の供述を内容とするものは、原供述者が供述不能であり、かつ、原供述が特に信用すべき状況の下でなされたものであれば、証拠とすることができる。
3. 検察官および被告人が証拠とすることに同意した書面または供述は、その書面が作成されまたは供述のされたときの状況を考慮し相当と認めるときに限り、証拠とすることができる。
4. 判例によれば、刑訴法328条により許容される証明力を争うための弾劾証拠は、自己矛盾供述に限られる。